○河北町青年農業者等支援事業費補助金交付規程

平成25年３月28日告示第２号

改正

平成30年４月１日告示第101号

河北町青年農業者等支援事業費補助金交付規程

（趣旨）

第１条　この規程は、やる気をもって農業に取り組む農業者や意欲ある農業者の団体等が実施する研修、交流及び研究開発等の事業を行う経費に対して補助金を交付することに関し、河北町補助金等の適正化に関する規則（平成９年規則第14号。以下「規則」という。）に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の対象者）

第２条　補助金の交付対象となるものは、次に掲げる個人又は団体（以下「補助事業者」という。）とする。

（１）　青年農業者（45歳未満の者）

（２）　河北町農業士会

（３）　河北町認定農業者の会

（４）　その他町長が適当と認めるもの

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付対象となる事業は、次に掲げる事業とする。ただし、国、県の補助対象となる事業は、除くものとする。

（１）　農業に関する研修事業（海外研修含む。）

（２）　消費者等との交流事業

（３）　新規就農者を育成又は確保する事業

（４）　生産、流通、販売及び経営等に関する事業で自ら新たに開拓する事業

（５）　農産物の新品種又は農産加工の新技術の研究開発等を図る事業

（６）　その他町長が適当と認める事業

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付対象となる経費は、前条に規定する補助対象事業の実施に必要な経費とし、海外研修においては研修に係る渡航経費（航空賃、船賃、鉄道賃及び車賃）、宿泊費、研修費（教材購入費、受講料、指導料等）及び町長が必要と認めた経費とする。ただし、次に掲げるものは

除くものとする。

（１） 施設整備費

（２） 財産購入費

（３） 団体等の運営経費

（４） 飲食費

（５） その他町長が不適当と認めるもの

（補助金の額）

第５条 補助金の額は、町長の定める予算の範囲内において、補助対象経費の２分の１以内の額とし、国内で実施する事業においては個人又は１団体あたり20万円を限度とし、海外研修においては、１人あたり20万円を限度とする。

２ 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の申請）

第６条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、規則の様式第１号の交付申請書に、次の各号に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

（１） 事業計画書

（２） 収支予算書

（３） 補助事業者の意欲を示す書類

（４） その他町長が必要とする書類

２ 前項の補助金交付申請は、同一年度内において１回とする。

（補助金の変更）

第７条 規則第７条第１項の規定により町長の承認を受けようとするときは、補助金交付変更承認申請書（別記様式第１号）を提出しなければならない。

（補助金交付決定の変更及び通知）

第８条 町長は、前条による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定変更通知書（別記様式第２号）により補助事業者に通知するものとする。

２ 町長は、前項の交付決定の変更にあたり、補助金の交付目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（調査及び報告）

第９条 町長は、対象事業の適正かつ効果的な執行を期するため、必要に応じて実施状況を調査し、

又は補助事業者から報告を求めることができる。

（実績報告）

第10条　補助事業者は、対象事業を完了したときは、事業完了後１月以内に規則の様式第３号の実績報告書に、次の各号に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

（１）　事業報告書

（２）　収支決算書

（３）　その他町長が必要とする書類

（その他）

第11条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成25年４月１日から施行する。

（河北町農業後継者海外派遣補助金交付規程の廃止）

２　河北町農業後継者海外派遣補助金交付規程（平成９年告示第96号）は、廃止する。

附　則（平成30年４月１日告示第101号）

この規程は、平成30年４月１日から施行する。

別記様式第１号

年　　月　　日

河北町長　　様

申請者　住　所
団体名
代表者　　印

補助金交付変更承認申請書

　　年　　月　　日指令第　　号をもって交付決定の通知のあった河北町青年農業者等支援事業費補助金について、河北町青年農業者等支援事業費補助金交付規程第７条の規定により、下記のとおり計画を変更したいので、承認されたく申請します。

記

１　変更の理由

２　補助対象額　　円

３　補助金の申請額　　円

４　事業変更計画書

５　収支予算書

(注)　２、３、４、５については、変更前を(　)で上段に記入すること。

別記様式第２号

指令第　　号
年　　月　　日

様

河北町長　　印

補助金交付決定変更通知書

年　　月　　日付で申請ありました河北町青年農業者等支援事業費補助金について、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

補助金交付決定額　　円

(注)　決定額については、変更前を(　)で上段に記入すること。